

平成 27 年度当初予算編成方針について

第 1 日本経済と国の動向

日本経済の基調判断について、本年10月に公表された月例経済報告によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされており、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と、景気動向に対する期待と懸念を表しており、依然として楽観視できない状況が続いている。

このような中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「『日本再興戦略』改定2014」及び「中期財政計画」を踏まえ、平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、平成26年度に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を徹底して排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とすることとする一方、予算の重点化を進めるため、地方活性化や人口減少対策など「地方創生」に関する「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることとしている。

しかし、平成27年度概算要求時において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしているが、地方交付税については対前年度比マイナス5%と大きな減少となっており、今後の動向に注視が必要である。

なお、地方への影響が大きいとみられる消費税率の引き上げについては、年末に判断することが予定されていることから、新たな政策等とともに、動向を注視していく必要がある。

第 2 本市の財政状況と今後の課題

本市は、平成 18 年 1 月の市町村合併以降、5 年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡と財政健全化の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を

財政面から位置づけするため「喜多方市中期財政計画」を策定してきたところである。

この計画は、5年間の固定した計画ではなく情勢の変化、優先課題等へ対応するためにローリング方式による見直しを行い策定してきた。

合併後はじめて策定した中期財政計画（平成19年度～平成23年度）の計画最終年度である平成23年度における一般会計の予算規模は197億円、主な歳入は市税51億円、普通交付税81億円、主な歳出は物件費22億円、扶助費25億円、補助費等30億円の計画となっていたが、実際の予算規模は233億円、主な歳入は市税46億円、普通交付税95億円、主な歳出は物件費32億円、扶助費33億円、補助費40億円と予算規模については36億円の増加、歳入においては自主財源である市税については5億円減少したものの依存財源である普通交付税については14億円増加し、歳出においては物件費10億円、扶助費8億円、補助費等10億円がそれぞれ増加し、歳入の状況も歳出の性質も大きく変化してきたところである。

また、財政健全化の確保にも取り組んできたところであるが、その健全化の指標の中でもとりわけ実質公債費比率の低減が課題であり、計画的な改善に取り組んできたところ、平成22年度決算においてはじめて地方債の同意等基準とされる18%を下回る17.4%となり、平成23年度決算においては16.3%、平成24年度決算においては14.9%、平成25年度決算においては15.0%となっている。

今後においては、合併の特例措置である普通交付税の合併算定替による交付額の段階的縮減が平成28年度からはじまり、支所経費等において制度の見直しが行われているものの、平成33年度以降については、相当の一般財源が減少することとなる。また、普通交付税算定の基礎となる人口をはじめとした数値についても変動が見込まれるところであり、予算編成においてもこれらを十分考慮し、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築と下水道、道路、施設の建設・修繕など住民生活に密着したインフラ整備、少子・高齢社会への対応や、多様化する住民ニーズに即応した諸施策の推進を同時並行的に進めていかなければならない。

第3 本市の平成27年度当初予算編成

平成 27 年度当初予算の編成にあたっては、喜多方市総合計画に位置付けられた市の将来像である「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市～人と自然が共生し、水と緑に輝くまちづくり～」の実現を目指していくために、重点的に取り組む分野として、未だ影響の大きい東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害対策の更なる強化や、産業振興のための着実な施策の実行、子どもや女性、若者を大切にする施策の推進、お年寄りや障がい者の方に優しいまちづくりの推進を図ることとする。

本市の平成 25 年度決算においては、様々な行財政改革などへの取組みの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における 4 指標の注意とされる早期健全化基準（実質赤字比率 12.69%、連結実質赤字比率 17.69%、実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%）を引き続き下回る比率となったが、未だ県内の市の中には高い水準にあるため、公債費を中心とした経費の適正な管理を行っていく必要があり、今後も引き続き中期財政計画の中で示している財政運営の基本的方針に留意した財政運営を続けていく必要がある。

歳入においては、自主財源の根幹である市税収入について、法人市民税において法人税割税率の引き下げによる減収や、固定資産税において評価替えによる減収が見込まれ、市税全体では平成 26 年度当初予算と比較して減少することが見込まれる。

また、歳入の約 4 割を占める地方交付税について、総務省の概算要求の段階で平成 26 年度より 5 %減額の要求となっており、本市においても、算定の基準となる収入額や需要額の見通しから相当の減少見込みとなっている。

一方、歳出においては、近年、義務的経費では扶助費が増加傾向にあることに加え、義務的経費以外では、施設の老朽化等に伴う維持補修費についても増加傾向にあり、今後の財政状況は確実に厳しさを増していくこととなる。

このようなことから、事務事業のより効果的・効率的な推進がきわめて重要なところであり、行政改革大綱に基づき民間委託などの取り組みを更に進めるとともに、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、すべての事業についてゼロベースからの必要性、緊急性、優先度等を再点検するとともに、新

規事業の創設については必ず終期を設けることや既存事業にあっても原則として終期を設け廃止や休止も検討した上で重点・選別化を図ることが喜多方市総合計画に掲げた施策の着実な推進及び財政健全化の確保につながるものである。

なお、第2「本市の財政状況と今後の課題」において述べたとおり、合併の特例措置である普通交付税の縮減が平成28年度から段階的にはじまり一般財源が減少することとなるため、これを念頭においた予算編成が必要となる。

予算編成方式については、これまでと同じく事業の重点・選別化について各所属の自主的判断を重視した「財源配分型予算編成方式（枠配分方式）」とし、各所属単位での歳出枠を設け、その配分した範囲内での予算要求のみを認めるものとする。最少の経費で最大の効果を上げるよう緊急性や必要性を十分精査し、必ず枠配分内での要求となるよう調整を図ることとする。

また、総合計画の目標を達成するため特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業又は重要な課題に対応するための提案事業）に対し重点的な予算配分を行う「新重点推進事業枠」を引き続き設けることとするが、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。なお、今年度については、本庁5事業、各総合支所2事業を新規事業として提案すること。併せて、地方の創生と人口減少の克服を総合的に推進するための事業「地方創生事業」について積極的に情報収集を図り、提案に向けた準備を早期に行うこと。

各部、各所属においては、以上の内容を踏まえるとともに、下記の事項に留意し、適切な調整を図った上で、平成26年12月4日（期限厳守）まで予算見積書を提出するよう、喜多方市財務規則第7条の規定により通知する。

記

1 基本的事項

(1) 当初予算編成の基本的な考え方

- ① 当初予算の編成にあつては通年予算を原則とするものであり、当初予算の積算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。

- ② 見積もり方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、平成 25 年度決算や平成 26 年度決算見込などを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、一から所要額を積み上げるような工夫を行うこと。
- ③ 財政状況に対する関心を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。
- ④ 現在の事業について、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。
- ⑤ 新規事業にあつては必ず終期を設けること。既存事業にあつても原則として終期を設けること。また、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、枠配分の中で他の既存事業の廃止、統合又は縮小などによる振替により対処すること。
- ⑥ 建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性などを分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。
- ⑦ 国・県補助金の動向に十分に留意し、その廃止又は縮小されるものについては、地方の事務事業として財源が明確に移譲されるものを除き、市負担への振替は行わないこと。
- ⑧ 予算見積もりに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行うこと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行った上で予算要求すること。
- ⑨ 総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源枠配分

- ① 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの枠配分を行うが、平成 27 年度における一般財源総額を見込み、消費税率引き上げ影響分を算入した上で、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及び債務負担行為に基づく経費を除いた額で 8.0%減での配分となっている。

なお、請差が生じた場合には、その分を減額補正するものとする。

- ② 枠配分の対象経費は、義務的経費、施設などの維持管理費、事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。
- ③ 各所属においては、(1)の基本的な考え方並びに下記の2歳入に関する事項及び3歳出に関する事項等に基づき、経費の調整を図り、配分された枠内での予算要求をすること。この場合において、部内における調整など所属間で枠配分額を繰替えすることは認めるものであり、枠外での要求は認めないものである。
- ④ 枠配分時の一般財源総額は、総務省が公表した平成27年度概算要求に基づく地方財政収支の9月仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動も有り得るものであることに十分留意すること。
- ⑤ 枠配分は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはそれに特定財源が加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努めること。

(3) 新重点推進事業枠

一般財源枠配分の外に、新重点推進事業枠を引き続き設けることとするので、一般財源枠配分内での適切な調整を図った上で予算要求をすること。

新重点推進事業枠とは、総合計画の目標を達成するため、特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業や重要な課題に対応するための提案事業）に対する枠であり、限られた一般財源であるため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。なお、今年度については、本庁5事業、各総合支所2事業を新規事業として提案すること。併せて、地方の創生と人口減少の克服を総合的に推進するための事業「地方創生事業」については、年内にも「長期ビジョン」及び「総合戦略」を決定し、地方の主体的な取り組みを積極的に支援することとされているが、現在のところその詳細は未定であるため、積極的な情報収集に努め、速やかに対応できるための準備行為を早期に行うこと。

なお、新重点推進事業の一般財源総額の見込額として80,000千円を予定していること。

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第3条第2項において「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積もりが過大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

① 市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

② 地方譲与税、各交付金、地方交付税

地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

③ 分担金、負担金

受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。

④ 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、前回の改定から期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

⑤ 国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額を見積もること。

⑥ 市債

実質公債費比率及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けの事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

⑦ 基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、適切な繰入額とするように注意すること。

⑧ その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積もりを行うこと。

- ① 当年度の支出だけではなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。
- ② 費用対効果比率(B/C)の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないの
で留意すること。
- ③ 消費税については、現行の8%で積算することとする。なお、平成27年10月からの消費税率10%への引き上げが決定された場合の取扱いについては別途指示することとする。
- ④ 経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。

- ⑤ 積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参考見積もりを徴取する場合は、原則として3者以上の業者等から徴取することとし、比較検討の上、適正な額を計上すること。
- ⑥ 本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

① 人件費（報酬、給料、手当、共済費）

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給与については、平成26年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。

② 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など）

行政事務執行上の必要性を再点検し、縮減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。

③ 維持補修費（需用費（修繕料）、工事請負費、原材料費など）

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。

④ 扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

⑤ 補助費等（報償費、負担金補助及び交付金など）

内容、効果等について再検討を十分行い、積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

⑥ 公債費

長期債元金及び利子については、平成25年度までの既往債及び平成26年度の新規債に係る償還額について見積もること。一時借入金利子については、資金繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

⑦ 積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。

⑧ 投資及び出資金、貸付金

必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。

⑨ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。

基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

⑩ 投資的経費（工事請負費、公有財産購入費など）

中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積もりに当たっては、緊急性や費用対効果を再度検証すること。

⑪ 債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の平成 27 年度経費について見積もること。また、新規の設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的確な進度調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。

平成 26 年 11 月 7 日

喜多方市長 山 口 信 也